

一九七七年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポ幢ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

力をあわせうねりをつくろう

金太郎……………2

私たちの心はまだ石になってはいない

「戻る勇気を決断」する時期

藤保 美年子……………3

国労前中執が脱退、新組合結成

……………4

多面・多重的共闘を追求

……………5

―全労協の基本方向―

不況・大失業時代下、春闘は終焉へ

……………5

―連合「春季生活闘争」方針の特徴―

「国民一揆」型春闘を提唱

……………7

―全労連の春闘方針の特徴―

橋本知事、チェックオフ見直しを提案

高知県職労……………8

―「組合費のチェックオフ」は国際労働常識―

「組合民主化」の時代が始まった 全国自治体労働運動研究会

……………9

―自治労再建にむけて―

総力を結集して反対の闘いを組織

連合官公部門連絡会……………11

―「公務員制度改革大綱」の閣議決定強行に対する抗議声明―

よみがえる「ラテン・アメリカ病」

編集部……………12

俳句

田島 省三……………14

読者からのおたより

……………13

旬刊 社会通信

NO. 824

二〇〇二年一月二二日号

二〇〇二年一月二二日発行
(毎月一日・二二日・三十一日三回発行)

力をあわせうねりをつくろう

私たちの心はまだ石になってはいない

一日を思い返す。昔を振り返る。そういう日々を繰り返して「敗北主義」に陥った自分の姿を正当化する。過去は不必要だ。今の自分にはいらぬ。かつて勇ましく掲げた方針は幻想であった。闘うことを義務のように感じていた自分の姿は間違いであった。今は違う。当時と異なる。自分を知った。非力さと卑劣さを自覚した。裏切の方が傷つかないことを「良し」ときめた。

どうせ自分は本気で闘ってきたわけではない。人生を顧みているわけでもない。あたかも「人間の良心、労働者の生き様」を確立し「正義の闘い」の先頭に立つ姿を演じてきただけである。自らを騙し、自らを偽り、自らに酔いしれていただけである。その昔、数多くの連中が「変化・変節・転向」していった姿に怒り、罵声を浴びせたこともあった。しかし、もう十代や二十代の若者ではない。家族もあり、社会的体裁もある。

表向きには、きれいな言葉をいまだに弄ぶことができる。二枚の舌を使い分けながら、ひたすら自分の将来だけを気遣う。仲間など捨て、誇りや団結など「とろくさい」言葉と決別し自らの「欲と保身」のみで生きれば、どうにでも帳尻を合わせることができる。実際、世の中はそうした連中の集合体でしかないのだから。「敗北主義者」のなれの果て。

国労は不毛の荒野をさまよい、朽ち果てていく崩壊過程に入ってしまった。闘いと歴史は野ざらしになり、色の付いた（付けられた）幹部・役員は、官僚や裁判官なみに同じ切り口の言葉を繰り返して、新興宗教のお題目、呪文のように「統一と団結」を逆説として叫ぶ。

立て直そうと必死に闘う「闘争団」と共闘に向かって唾を吐きかけ、脅し、騙し、弄び嘲笑さえるのである。善悪は逆転し正義と真実は「死語」となってしまった。労働者は仲間と組織を信じなくなり「事実」は封印され、追求する者たちは迫害の対象にされている。権力は吹き出しそうな「笑い」をこらえ、自ら演出した「国労自壊物語」の出来映えの良さに少々あきれながらも楽しく観覧している。

しかし、彼らは「やがて来る日」を恐れているはずだ。たしかに労働組合の実態は薄汚く汚れ、醜く醜悪になってしまった。今では、その発足の理念を忘れ、労働者の良心を痛め傷つけ、権力の「安全弁」と成り下り、「存在悪」となってしまった姿は否定しない。

だけどこの実態は、この国の全体像のごく一部にすぎない。「聖職者」と呼ばれる政治家・裁判官・官僚・警察そして財界人たちは、百年後どころか十年後・五年後いや一年先のことも考えていない。醜い権力闘争を繰り返して、個別の利益のために社会全体を狂わせてしまった。労働組合の変質の背景には、そうした国の実態がある。

誰もが感じている現状不満・将来不安、「人らしく生きたい」という願いは、とてつもなく大きなうねりを作る可能性を秘めている。束ねる力が必要であり、求められている。その先頭に誰が立とうが関係ないが、「国鉄闘争」の広がりや、そうした「危険性」をはらんでいることに権力は気付かき攻撃していることは事実だろう。より鮮明になってきた権力の攻撃に屈する者は、いつの時代もあるものである。敗北に次ぐ敗北。そして幹部の裏切り、それでも耐え踏みとどまっている。「私たちの心はまだ石になってはいない」、仲間

を信じ力を合わせ、うねりを作れるかが、一人ひとりに問われている。(九州・金太郎)

「戻る勇気を決断」する時期

第三九回全国家族会定期大会が、一二月八日～九日、芝弥生会館と生涯学習センターで開催されました。国労組織が四党合意をめぐる混乱で大きく揺れている中、家族会もまた大きく影響し混乱が生じていますが、夫や子供の命と暮らしを守るために各エリアでのJR職場の状況や国労差別の上に会社間格差による家計状況、闘争団の生活状況などを報告し合い、「私たちの求め続けてきた解決のため、闘ってきて良かったと言える日を迎える活動を」という方針を決定しました。

本部から田中副委員長が情勢報告をされましたが、しかし、いつ話を聞いても「闘う闘争団が・闘う闘争団が・」と責任転嫁して強調する話に、もううんざりしました。

もちろん、本部の情勢報告を受けて「四党合意」を受け入れてから今日まで、何も進展がないだけに質問が殺到しました。闘争団家族から「四党合意を受け入れたけど、何も見えない。家族は何をすれば良いのか」「年金はどうなっているのか」「借金もいっぱいある。最高裁の判決が出た後どんな対策を考えているのか」「年内が山場と言ってたが今なに何もない。今年も不安な年越しをしなければならぬ」等々。しかし、本部は「闘う闘争団が、解決を阻害している」に終始。JRの家族からも「本部は敵を見失っているよ！闘争団が敵じゃない、仲間だよ！ 四党に言われるまま帰ってこないでください！」という発言もありました。

大会討論の中では、JR家族から「五五歳で出向、賃金はカット」「私の夫は六〇歳まで働いて退職、年金をもらえるまで他で働かなければと話し合っている」「夫は肩たたきされているが、六〇歳まで働き続けようと仲間にも声をかけて頑張っている」「貨物会社はボーナスが一・五しかでなく生活がたいへん」等々。闘争団家族からは「ケガや病気の人が増えている」「生活が苦しい、闘い続けるのが困難、この時期に解決」「夫は年だから戻れない。若い人を戻してあげたい」「年金もない。四党合意の解決では路頭に迷う」等々発言があり、JR・闘争団家族の切実な思いが出されたと思います。

この一五年間、国労は「自由な首切りは許さない」と闘ってきました。闘争団は本部指導のもと闘争体制を作りJR組合員のカンパや物心両面にわたる支援者の支えと、そして団員の稼ぎをプールして病氣やケガで苦しんでいる仲間を含め生活を支え合って今日をむかえています。本部は、その闘争団家族に「四党合意」で解決するのがラストチャンスと期待と幻想を与えてきましたが、決定後は解決案の内容は厳しいと言うようになりました。そして、四党が「解決案はこれだ」と決めたら交渉で積み上げることは出来ないから難しい」と言うようになりました。年金のことも「四党合意の中には入っていないから難しい」とも言われ始め一転して変わりました。そんな厳しい四党合意の中で解決した後、年金のない闘争団の生活やケガや病気の仲間の生活をどう考えているのだろうか、一人ひとりの発言の中から不安があふれているのを感じました。

「人間らしく生きたい」と闘い半ばで亡くなった二三名の団員、労働条件が改善されなのまま過労で亡くなった多くのJR組合員。本部は、その仲間や残された家族の対策をどう考えているのだろうか。そして、国労大会で「本部方針を支持するがJR職場の差別攻

撃に闘って欲しい」、と訴える現場の声を本部や仲間はどう受け止めているのだろうかと思
います。人生をかけて闘い続けてきた闘争団組合員や、国労差別に耐え闘い続けてきたJ
R現場の組合員と十分な話し合いもなく、四党合意を受け入れ「組織で決めた事に従うべ
き」というのはやはり無理があったと思います。国労は、苦渋の選択として決めた「四党
合意」での解決から「戻る勇気を決断」する時期に來ています。

小泉内閣は、『聖域なき構造改革』『痛みを伴う構造改革』と称して、労働者をどんな
失業の道へ追い込んでいます。今こそ国労運動が果たす役割は「国家的不当労働行為」の
責任追及だと感じます。ぜひ、国鉄労働組合が先頭に立ち「首切り自由」に反対しさまざ
まな闘いと結合して、すべての労働者と連帯を深め奮闘されることを心から願います。

私達家族会も家庭の中から夫を支え、夫や子供の命と暮らしを守るために「闘ってきて
良かった」といえる日を一日も早く迎えられるようこれからも運動をすすめていきたいと思います。

(旭川地区本部家族会 藤保 美年子)

国労前中執が脱退、新組合結成

国労前中執の新井修一君と国労秋田地本の中心メンバーが、二〇〇一年十二月二四日、
国労を脱退し、新組合「ジェイアール東ユニオン」を結成しました。結成大会での代議員
は秋田一五名、長野・仙台各三名、東京・横浜各二名、八王子一名の計二五名、委員長・
新井修一、副委員長・三浦敬、高橋節雄、書記長・今井伸とのことです。

世界労働運動史にも例をみない一〇四七名の「解雇撤回・地元JR復帰」のたたかいを
一五年余もたたかいつづけた国労はむろん、彼らとともにスクラムを組みつづけた私たち
支援するものにとってもきわめて残念な事態です。とはいっても、この数年の国労本部の
動向から予想されたことではありません。

国労をなくすとしか考えられなかった「補強五項目」がとつぜん提案されたのは一九九
八年八月の定期大会、一九九九年一月の臨時大会では国鉄改革法を承認し、二〇〇一年五
月にはいわゆる「四党合意」がかわされ、二〇〇一年一月の大会ではまさに戒厳令下で決
定されたからです。「四党合意」による解決の糸口すら見出せない状況下で、二〇〇一年
十月に大会がおこなわれましたが、ここでは「四党合意」を支持するグループに自己崩壊
への兆しがあらわれていたからです。

新井君たちの分裂の理由は①「四党合意」による解決の道は破たんし、このままではジ
リ貧で死するのみ、②核マルが支配するJR東会社の民主化が必要、③民間会社となった
JRには新たな労働組合運動の構築が課題となったと「国労運動は終焉した」というもの
です。そして、JR連合への加盟を申請しています。

新井君たちの新組合結成で国労の混乱はさらに深まることとなります。しかし、事態は
さらに明らかになったというでもあります。「四党合意」推進の道は国労解体の道その
ものであったことが事実で示されたことです。今、国労を愛し、国鉄闘争に連帯、共闘し
てきた者にとって必要なことは、「四党合意」は新井君たちがいうように破たんしている
こと、そのうえにたつて「四党合意」を破棄し、国鉄闘争勝利の戦線を再構築することを
国労本部に求めること、さらに地域からの共闘の輪を大きく強くし「ジリ貧」論に揺れる
「四党合意」支持者に自信を与え、元の道に立ち返らせることです。

多面・多重的共闘を追求

— 全労協の基本方向 —

全労協は「連合に行かない、行けない」組合が、たがいに力あわせる連結協議会として一九八九年に結成された。その牽引車は国労で、国労を中心に団結してきた。結成以来の運動は「まともな労働運動」を軸に、国鉄闘争勝利がめざされた。しかし、国労が「JRに責任なし」という機関決定したことによって、全労協は今おきな転機を迎えている。

全労協は分割民営化反対、一〇・四七名の解雇反対・地元JR復帰をたたかいつづけた国労を核に結成された。全労協が国労本部にあることがその象徴だ。その国労が全労協への加入人員を半減させた。

そうした中、全労協は十二月初め大会を開いた。メインスローガンは「」拡げよう全国へ 自立と創造・労働者の権利を闘い取る全労協運動を」痛みだけの小泉構造改革反対、日本の戦争協力反対」。サブスローガンは「二本掲げられる。その第一に「解雇撤回・JR復帰・不当労働行為事件の全面解決を勝ち取り、国鉄闘争を勝利させよう！」がある。

基調では「情勢はいまほど『まともな労働運動』を求めており、多面的・多重的共闘関係を必要としているときはない」とし、「全労協の良き面」を積極的に押し出し、①雇用破壊、生活破壊、社会破壊と闘い、戦争協力を阻止する春闘、②国鉄闘争勝利、NTT合理化・郵政民営化反対等争議組合との連携強化、③行革、規制緩和、労働法制改悪反対、④反合・権利闘争、⑤反戦平和・政治闘争、⑥中小労働運動強化がうたわれている。

不況・大失業時代下、春闘は終焉へ

— 連合「春季生活闘争」方針の特徴 —

労働組合の動きは、労働専門紙を除きほとんど伝えられなくなった。労働組合みずから「読まれている」「組合財政を圧迫する」と機関紙が廃されたり、縮小されるばかりか、「職場にはくばれません」と山積みされているところもある。こういうわけで、二〇〇二年春闘の動きがどうなっているかともたいへんに不鮮明だ。二〇〇二年春闘がどう構想されているか明らかにし、これからの労働運動の「あるべき姿」の素材としたい。

統一要求基準放棄で春闘は変質

連合は十一月中央委員会で、「雇用の維持・安定に全力をあげる」ことを最重要課題とする『二〇〇二年春季生活闘争方針』を決定している。『方針』は、春闘を「労働者の雇用と生活を守りぬく闘い」と位置づけ、「徹底した労使協議でその実現をはかる」とともに、「経営側の悪のりともいえる安易なリストラなど、労働者への一方的なしわ寄せに対しては、労使交渉を徹底し、ストライキを配置し断固闘い抜く」とする。言葉やよし、問題はその闘い方だ。具体的にはこうである。

まず賃金要求については統一要求基準を「賃金カーブ維持分+ α 。 α は各産別で決定する」とし、昨年の「ベア一%以上」との賃上げ率を設定していないのが特徴である。

そのうえで、①三五歳・三十歳標準労働者（生産技能職、事務・技術職）、高卒初任給の到達目標と最低到達目標、②年齢別最低賃金（勤続ゼロ年、三五歳・三十歳・二五歳・

十八歳)の到達目標を示している。

また、パート労働者等の賃上げについて、「パート労働者、派遣労働者等非典型労働者の処遇改善に向け、同一価値労働同一賃金を基本に、職場における典型労働者との均等待遇の実現をめざす」と、①時間給十円以上の引き上げ(昨年と同額要求)、②当該企業の高卒初任給の時間給換算額をめざした企業内最低賃金協定の締結、③企業内最低賃金の到達目標九百円、最低到達目標七百九十円などを設定している。

すべての組合が取り組む項目として、①雇用の安定、経営改善等の労使協議の徹底と「雇用安定宣言」、②雇用維持協定、③現行賃金カーブの維持、④パートを含む企業内最低賃金の協定化、⑤時間外労働の削減に向けた上限規制の協定化、割増賃金率の改善、⑥六十歳以降の継続雇用を掲げている。

笹森会長はあいさつで①失業率五・三%、失業者三百五十七万人は恐怖感すら感じる数字で、雇用・失業の改善が緊急の課題、②ベア要求を入れないはじめての春季生活闘争の方針案、雇用確保を完全に約束させられる協約を結ばせられるかどうか最大のポイント、③「賃金カーブ維持+ α 」で戦後四十七回つづいてきた春季生活闘争のパターンが変わるということも、検討目標の中に入れなければならない、と述べた。

J Cは「雇用維持・確保」重点

連合「春闘」のたたかいは産業別部門連絡会の力あわせとの形をとる。産業別部門連絡会は金属(八単産)、化学・繊維(二三)、食品(三)、資源・エネルギー(七)、交通・運輸(二四)、サービス・一般(二四)、商業・流通(四)、金融・保険(二〇)、情報・出版(六)、建設・資材・林産(九)、公務(官公部門、一四)の十一で構成される。その中心勢力が金属(J C)である。

その金属労協(J C)は十二月はじめ『二〇〇二年闘争の推進』方針を決定した。「雇用や生活不安を払拭するためのセーフティネットの確立が急務、組合員の雇用と生活をどのように維持・確保するかが大きな課題」との問題意識に、「雇用の確保、生活の安定確立」を基本に①「雇用の維持確保」を第一義に置き、あらゆる方策について協議をつくし、雇用保障協定の締結を含め、その達成に全力を傾注、②デフレスパイラルへの転落を阻止する観点から、所得の安定確保を果たすための最低でも賃金構造維持分の確保、③当該産別の産業状況をふまえ「純ベア」にとりくむ、を決めた。

賃金引き上げでは①純ベア一〇〇〇円を基本にとりくむ、②定期昇給(相当)分込みでとりくむ組合については、産別の指導のもとで実態をふまえ対応し定期昇給分はJ C全体として二%(六千円)程度とするとしている。

J Cは「ベア千円」を方針とした。しかし、各産別はバラバラ。ベアゼロ方針を決めたのが鉄鋼(鋼材価格が三十年前の水準に逆もどりし、デフレパイラルの瀬戸際にある)、電機(雇用維持・確保が中心課題)、全電線(とても要求できる環境にない)、非鉄連合(統一してベアに取り組む状況にない)など、ベア千円を要求するのは自動車、造船重機の二単産にとどまっている。

「国の基本政策」も論議へ

このように、二〇〇二年「春闘」は連合が統一要求に「ベア」を掲げなかったことによつて、笹森会長がいうように「春季生活のパターンが変わる」、つまり春闘の崩壊・終焉

が現実となつことに最大の特徴がある。

それを相手側である日経連の立場から歓迎しているのが本誌でこれまでたびたび紹介されている日経連タイムス十月二〇日付主張「雇用で社会合意を推進しよう」である。

なお、連合は十二月六日の中央執行委員会で、「国の基本政策」検討作業委員会の設置を決めた。構成委員は三役会（会長、同代行、副会長）構成組織の三役クラス、検討内容は①外交防衛、②憲法調査会の動向とされ、二〇〇二年度から月一回程度開催する。

連合は四年前の第五回大会で①有事法制、②憲法改正論議を認める政治方針をつくっており、この委員会では今日の情勢を反映し、さらに一歩ふみこむことが予想される。

「国民一揆」型春闘を提唱

—全労連の春闘方針の特徴—

全労連の春闘方針は①労働運動の立ち遅れを打開し政治・経済の流れを変える—対話と共同、②どんな日本をつくるのか—二世紀初頭の目標と展望、③春闘—賃金底上げ、雇用確保、医療制度改悪阻止、④組織拡大—組織拡大推進基金の創設、オルグ拡大、⑤地域労連づくり—六百地域労連の早期達成というもの。

基本的な問題意識は「激動する情勢に、労働組合がどのように立ち向かい運動を前進させるのか。そのために、全労連と単産、地方・地域組織・組合員が活力ある運動と組織を職場と地域からどうやって築き上げるのか」というもので①時代が求める改革の方向、②二一世紀の日本社会のあり方と展望、③その実現にむけた運動と組織建設の方向を明らかにするというものだ。

まず「どんな日本をめざすのか」では①人間らしく生き働くための公正なルールの確立、②健康で文化的な最低限度の生活保障、③憲法と基本的人権が根付く日本の社会の実現を上げる。そのためには「壮大な国民的運動の発展、その中心をになう労働組合の共同」が必要といい、「二〇〇万全労連」「六〇〇地域労連」の早期達成が強調される。

そのため新たに提起されているのが、「組織拡大基金」の呼びかけである。基金の規模、使途、実施時期はこれからの論議とされているが、構想として①全労連の一般財政（組合員年間一〇〇〇円）程度とし、②組織拡大専門オルグ配置、オルグ養成に、全力を上げるというものだ。

当面する二〇〇二年春闘を「政府と大企業の悪行を懲らしめる国民総ぐるみの社会闘争」と位置づけ、「国民一揆」型春闘を提唱する。また闘いの課題に「雇用」「いのち」「生活」をあげ具体的には①大企業のリストラ競争をやめさせ、雇用創出と失業者の生活保障、②健保本人の三割負担への引き上げ、高齢者医療の大幅な負担増、長期入院患者の保険給付は、自給などの医療改悪阻止、③パートを含むすべての労働者の賃金底上げと最低賃金の改善、自治体の公契約労働における構成賃金を保障させる運動があげられる。

全労連の最近の特徴は「対話と共同」、そして「参加」の強調である。首切り・失業問題では「全国的課題」として、連合や経済同友会との共通点、一致点を求め「対話と共同」に狂奔し、成果を誇る。さらにはILO、労働委員会、政府審議会への「参加」に目の色を変える。「参加」こそ政治を変える力とでもいうようにである。

もう一つの特徴が「枠組み」づくりである。首切り・失業にかんしていえば、法的枠組みがないのが問題、したがって解雇規制法がなによりも必要というように、諸外国の解雇

規制法を紹介、強調する。その背後で、今、全労連に欠けているのは職場から政府と財界と切り結ぶ意思がまったくないことだ。その典型例が国鉄闘争にみられる。

橋本知事、チェックオフ見直しを提案

—「組合費のチェックオフ」は国際労働常識—

さる四月十日の出先機関長会議において橋本知事（高知県）は、組合費のチェックオフ（給与控除）を見直す意向を示していました。そして県当局は十二月二十五日、チェックオフの見直しを県職労に提示してきました。

当局提示の内容 県当局は、いわゆる「法定外控除」を行えるように条例で定める事項として次のものを挙げています。

- ① 公務員宿舍の使用料 ② 県立病院の職場託児所の保育料 ③ 互助会の掛け金、返済金
- ④ 地共済等が取り扱う団体生命保険料 ⑤ 生協が取り扱う各種共済掛け金 ⑥ 生協での物資購入に伴う代金 ⑦ 労働金庫が取り扱う貯金、積立金、端数貯金 ⑧ 各所属の親和会費
- 一方、法定外控除を行わないものとしては以下のものを挙げています。
- ① 職員団体および労働組合の組合費、協力費（県立大学の教員組合に係るものを含む）
- ② 家畜保健職員協議会の会費の類 ③ 改良普及員協議会の会費の類 ④ 建設技術協会の会費の類 ⑤ 看護協会の会費の類 ⑥ 県職労が扱う各種共済掛け金 ⑦ 公務員宿舍の共益費 ⑧ 県民手帳や職員録等の所属職員が購入したものの代金

このように控除を行うか行わないかをさび分けた基準について県当局は、① 公金（債権）の確保の視点、② 代理控除により、職員の福利厚生に資するか否かの視点（ただし、生協、労金はチェックオフにより一定の便益を受けるので応分の経費負担を求める）を挙げています。

また、チェックオフ見直しの理由については、① 地公法に違反している、② 互いに独立した団体として「自立した関係を築く」ため、としています。そして二〇〇二年九月議会に関係条例案を提案し、可決すれば速やかに実施するとしています。なお、企業局等についても知事部局の見直しに準じる考えを表明しています。

県当局の責任はどこに 地方公務員法第二五条第二項は公務員労働者の給与について、「法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない」と定めています。この法の定めをクリアしつつ給与の銀行振り込み制度を導入するために当局は九四年、「法定控除した給与を職員のＡ口座（四国銀行固定）に振り込み、そこから法定外控除を各債権者に振り替える」と県職労に提案していました。しかし交渉中、県当局は理由を不明確にしたまま突如、「出納室の特別資金前渡職員から各債権者に振り替える」と提案内容を変更してきた経過があります。

当初提案であれば、「条例の定めのないままに法定外控除を行うのは地公法に違反する」との批判が起ころことはなかったにもかかわらず、今日チェックオフが問題視されるに至ったのは、九四年の給与銀行振り込み制度導入に際しての県当局の対応にその責任があります。また、当時の経過を見れば、県当局は、現行の方法が「法違反」であることを当時から認識していたことは明白です。

県当局は見直し提案を行う前に、「法違反であることを認識しつつ、なぜそうしたのか」

を明確に説明する義務があります。

他団体にも波紋拡がる 企業局では組合費のチェックオフについて労働協約で定められているにもかかわらず、今回の提案では知事部局に準じて見直すという姿勢です。このことは、今回の見直し提示の根底にはまさに組合費のチェックオフ自体を否定する考えがあることを明確に示しています。しかし、このような知事の考え方は、組合費のチェックオフ制度が労働基本権や労働組合活動を保障する観点から、国際的にも定着した制度であるということとを全く理解しないものと言えます。

行政解釈や裁判の判例等においては、「組合費のチェックオフは労働組合活動に対する経費援助ではない」とされています。また、ILO（国際労働機関）の「結社の自由委員会」は、オーストリア政府がチェックオフを禁止したことに対して一九八〇年十一月、「チェックオフの便宜を取り消すことは組合の財政的な負担を導くことになり、調和のとれた労使関係の発展のためにならない。それ故、チェックオフ便宜の撤回は取り消すべきである」と勧告しています。これらのことを踏まえれば、組合費のチェックオフは国際的な労働常識として確立しており、知事の言う「組合費のチェックオフが労使のもたれあい」との考え方は明らかに誤りです。

県職労としては、チェックオフの規定が条例にないという現状は改めなければならないが、組合費のチェックオフが条例規定から除外されることにはならないと考えています。知事の組合敵視ともいえる姿勢を改めさせるとともに、今後、組合費も含めた法定外控除については条例に列挙するよう強く求めていきます。

『自治労高知県職』号外、二〇〇一年十二月二七日

「組合民主化」の時代が始まった

―自治労再建にむけて―

腐りきっている 自治労本部は腐りきっているとしか表現のしようがない。業務上横領と法人税法違反で捜索を受けている。漏れ聞く話で自治労中央の金銭感覚はひどいと感じていた人は多いと思う。

しかし、次々とマスコミにより明るみに出される「事実」を突き付けられ、こんなにも酷かったのかと「驚き」「あきれ」「怒り」、何ともやりきれない思いである。津々浦々で厳しい状況のなかで、運動を担い、職場で組合員と接する単組・支部・分会の役員は、毎日が針のむしろの上にいるような思いをさせられている。

ルーズとか派手というものではない。九月三〇日の報道から三ヶ月を経てなお詳細は明らかではないが、自治労運動の車の両輪とされた「自主福祉活動の共済事業」の中で簿外帳簿、簿外口座を作って管理してきた、つまりシステムとして一握りの幹部が引き継いできたのである。しかも、三九億もの巨額の借財は権力の捜査がなくともはやどうにもならない事態になっていた。（しかも一昨年一〇月、労金から連絡があったとされるが、事件になるまで明らかにされなかった。）

組合員の信頼、期待を裏切っただけでなく、それでなくとも評価が下がっている労働組合の社会的な信用をも傷つける結果となっている。組合費を払わない、組合を抜ける、と通告する組合員もいて、説得に苦勞している役員も多い。また、単組・支部・分会としては組合費は払ってもらいが上納は保留するとの動きも顕著である。単組ごと脱退を決めた

との話も聞く。

歴代幹部の責任を明確に 中央本部は、自治労は結成以来の組織的危機にあるという。我々もそう思う。しかしそれは、体制側の攻撃によるのではない。一部幹部の恥ずべき行為によって招いた危機である。司直の手による結論はいずれ明らかになるであろうが、真相究明委員会の責任は重い。時効の壁にとらわれることなく、かつての決定なり執行について疑念を残すことなく真相を明らかにし、手を染めた歴代幹部の責任を明確にしなければならぬ。ヒアリングには応じているのだろうが、判断し決定し執行した、あるいは知っていても結果として何も対応しなかった責任については、いまだに一人も何も語らない、少なくとも公開されていない、という事態はいくら捜査中とはいえモラルもなにもないのか、天下に号令したのは何だったのか、情けない。

記録、資料が手元にないという事情はあるが、そうした整理を一刻も早く終えて、その上に中央本部の言う「再生」があるのであって、二回目の真相解明委員会の中間報告では「自治労再生委員会」を発足させる条件は整っていない。事を急ぐべきではない。

職場・地域から闘い再強化を どうしてこのような事態を招いたのか、運動のあり方、機関運営などについても検討されるべきは当然である。各級、各種の機関会議などの討議や運営は、最近とくに形骸化がひどかった。組合民主主義の原点に立ち戻らなければならぬ。この点は「自治体研」発足にあたり「組合役員のサロン化」「ロビー活動」と批判したところである。また、本部役員が審議会の委員など立場上任命ないし派遣される他の職務と兼職して支給される手当や報酬などはかなり高額のものもあると思われるが、どうあるべきか議論された形跡もない。

より基本的には「連合加盟」をめぐる議論されたことでもあるが、「参加・提言・改革」を旨とするところとなっているが、今日の厳しい攻撃を的確に把握し、職場・地域から闘いを組織し、対政府交渉を強化するという本来の姿に戻ることである。「民主リベラル」などと言い、安保堅持・自衛隊容認の社民党の路線を追認し、さらには民主党基軸へとスライドしていった路線の問題は、再建にむけての論議の要である。

新たな「民主化運動」の時 第一二四回中央委員会が終わった。当然とは言え「組合員の目線」がこんなに語られた会議も珍しい。兵庫など県本部から、執行部の総辞職を明確にとの発言もあり、直接ではないが、その責任を明らかにせよと多くの県本部が迫ったが、「再生をきつちり方向づけてから責任を明らかにする」と答え、総辞職を明らかにしなかった。

一から出直すという構えがない、との声がそこそこで聞かれた。「組合員の目線」は枕詞ではない。現執行部の責任を明らかにすることこそ、「組合員の目線」に立った再建にむけての最初の一步ではないか。本部の認識は甘い、との指摘が相次いだのは当然である。また、再生委員会の討議結果がまとまってから、臨時大会までの下部討議期間の短さを指摘する県本部は多かったが、徹底糾明と結果についての厳正対処の答弁を繰り返し聞かされ、あいまいな結論を押しつけられることを危惧したものであろう。

我々も危惧する。そして、トップダウンでなく、ボトムアップで徹底的な民主化を求め、大衆的なうねりを作り上げる、いわば、「民主化同盟」「再建期成同盟」のような運動を準備することを訴える。かつて先輩たちが、弁当箱にキュウリを詰めて昼飯がわりにして組合作りをしたように。情勢は、市町村合併・公務員制度改革・規制緩和など極めた厳しく猶予を与えてはくれない。

(自治体労働運動研究会)

総力を結集して反対の闘いを組織

—「公務員制度改革大綱」の閣議決定強行に対する抗議声明—

(一) 政府は、本日、「公務員制度改革大綱」の閣議決定を強行した。

われわれは、十分な交渉・協議を経ず、一方的に「大綱」を閣議決定した政府の暴挙に對して強く抗議するとともに、公務員制度改革に名を借りた霞ヶ関の一部特権官僚と与党・自民党のご都合主義的な「お手盛り改革」にすぎない「大綱」に反対するものである。(二)「大綱」は、①人事院の権限を大幅に縮小して内閣と各府省の人事管理権限を拡大するための機能整理を行うこと。②能力等級制度を基礎とした能力・実績主義に基づく新人事制度を導入すること。③二〇〇三年中に国家・地方公務員法の改正案を国会提出、二〇〇五年度末までに関係法令を改正し、二〇〇六年度から新制度に移行すること、などの内容とスケジュールを打ち出している。われわれは、この「大綱」の問題点を以下の通り確認する。

その第一の問題点は、十分な交渉・協議を経ず一方的に閣議決定したことである。政府は、本年六月のILO総会で「職員団体と誠実に交渉・協議する」ことを国際公約として言明し、われわれにも再三にわたって「誠意ある交渉・協議」を行うことを約束してきた経緯がある。こうした経緯を一切無視し、当事者責任を持つ石原行革担当大臣との交渉も拒否し労働基本権の在り方についての回答を示さなのまま、政府が閣議決定を強行したことは、国際社会に対する公約違反であるとともに、われわれに對する重大な背信行為であり、到底許すことができない暴挙である。

第二の問題点は、労働基本権のあり方を「現行の制約を維持する」とし、依然としてもはや時代にそぐわなくなつた現行の労働基本権制約という立法政策に固執し、労働基本権制約の代償システムとしても致命的欠陥を持っている人事院勧告制度を維持していく選択を行ったことである。

このことによつて、使用者としての内閣や各府省の人事管理権限だけが強まり、労使関係の一方の当事者であるわれわれ公務員労働者はほとんど無権利の状態に置かれることになり、労使関係は著しくバランスを欠いた一方的なものになるといわざるを得ない。こうした国際労働基準からもかけ離れた時代遅れの立法政策を維持し、労働組合の決定過程への参加を拒否し続ける制度設計を行うのであれば、われわれは中立・公正な人事行政の観点からも大きな問題を含んでいる中央人事行政機関の機能分担の見直しについても強く反対せざるを得ない。

第三の問題点は、明確な理念も目的もなく、「信賞必罰」の考え方に基づいて能力等級制度を基礎とする能力・実績主義の新人事制度を導入しようとしていることである。

われわれは、制度の整合性もなく、評価の四原則二要件が明確な形で担保されない新人事制度に對しては、人事行政の不透明性と当局の恣意性を強めるものとして強く批判せざるを得ない。また、今回の新人事制度は国家公務員行政職の制度にすぎないものであり、その他の多様な職種や地方公務員の制度の在り方について一切の検討を行わないまま、法改正のスケジュールだけ提示することは極めて無責任といわざるを得ない。

第四の問題点は、われわれが強く求めていたキャリア制度の改革や天下りの禁止に全く手がつけられていないばかりか、それを逆に強化、固定化する「集中育成制度」や天下り

容認システム（大臣承認制）などの制度設計が行われていることである。

このことは、行政改革推進事務局が進めてきた今回の公務員制度改革がまさに「霞ヶ関のキャリア」のための生き残り策にすぎなかったことを如実に示している。政官財の癒着構造と霞ヶ関キャリアの権益を温存しようとする今回の「大綱」の改革方向は、決して国民からの強い公務員批判の声に応えたものではなく、それに逆行したものである。

(三) 以上のことからわれわれは、政府・与党に対して、国民も公務員労働者も排除して密室で決定された「大綱」を撤回し、改めて国民的広がりをもった議論の場を設置し、二一世紀に相応しい国民本位の公務員制度改革の方向性を取りまとめるよう強く求めるものである。あわせてわれわれは、「大綱」に基づく法制化作業に対して、ILO提訴や国会の場での闘い、国民的規模での署名運動を含め、総力を結集して反対の闘いを組織することを重大な決意をもって宣言する。

(四) 公務員制度改革をめぐる取り組みは、本日の「大綱」の閣議決定を経て具体的な法制化作業をめぐる新たな局面に移行することとなる。われわれはこの局面を二〇〇〇年一月二日の行革大綱の閣議決定に始まった公務員制度改革をめぐる闘いの第二段階と位置づけ、二〇〇五年度の集中改革期間までの中期的な展望に基づき、新たな決意をもって粘り強い取り組みを進めていかねばならない。

連合官公部門連絡会は、今回の公務員制度改革の動向が本格化して以降、本年三月に「対策本部」を設置し、二一世紀に相応しい国民本位の公務員制度改革を求める「提言」を取りまとめ、その実現を目指して連合とともに国民的広がりを持つ運動を追求してきた。こうした今日までの運動の成果を踏まえつつ、引き続き、連合に結集し傘下の民間労働組合の支持・協力を得ながら、「雇用確保」や「医療制度の抜本改革」の取り組みとともに、労働基本権の確立・公務員制度の抜本的改革をめざした「提言」の実現に向けて全力を挙げて取り組むことを決意する。(二〇〇一年二月二十五日)

連合官公部門連絡会労働基本権確立・公務員制度改革対策本部

よみがえる「ラテン・アメリカ病」

ラテン・アメリカの大国、アルゼンチンに「ラテン・アメリカ病」がよみがえった。ラテン・アメリカ病とは、「借金が返せない」との、いわゆるデフォルト宣言である。一九八〇年代、ラテン・アメリカのすべての国は天文学的数字にまでふくれあがった対外債務で破産状態におちいり、次ぎつぎとデフォルト宣言を発した。「国家はつぶれない」と金を貸しこんでいた世界の銀行は恐慌状態におちいった。

世界の金融資本家の国際組織であるIMF（国際通貨基金）、IBRD（世界銀行）、IDB（米州開発銀行）は、ラテン・アメリカ諸国は「破産国家」と宣言し、その管理に乗り出した。彼らがラテン・アメリカ諸国に示した処方箋は財政再建が第一と、通貨切り下げによる輸出拡大、公務員労働者の賃金切り下げ、緊縮財政の強制といったものだった。さらに、民間から資金借入れが多すぎると、IMFやIBRDが民間の借金を一時肩代わりし、借金返済策が次から次へと講じられた。

その実験場がチリで、新古典派と称された経済学者のフリードマンを中心に、全面的な規制緩和政策がおこなわれた。明治時代の日本もそうだが、遅れて出発した資本主義国は

資本の不足を国家が補った。したがって、すべての産業分野は国有とされた。第二次世界大戦後は社会主義経済が時代の流れとなったこともあり、外国資本に支配されていた産業・企業が相次いで国有化された。

フリードマンの処方箋は国有という企業形態が非能率の根本原因、したがって国有企業は民営化すべきというものだ。大金融資本家たちはフリードマンの新自由主義的経済政策を全面的に支援した。国有企業を民営化し株式会社化する、そして、その株式会社の株式を売却し借金返済の原資にすればいい。貸し込んだ金はもどってくるし、会社の支配権を得ればそこから儲けが出てくる。これこそ一挙兩得だと。

さらにはなほだしくは、借金も商品とすることすらおこなわれた。いわゆる債務の証券化である。百万円の債務をクーパーン（債権）にし、五十万円で投機屋に売り渡すのである。国が破産すれば債権は紙くずになるが、もちなおせばまた百万円で売れるという濡れ手に粟のギャンブル商売である。

このような大金融資本による国家再建策でラテン・アメリカの諸国のすべての富は外国企業にたたき売られてしまった。その結果、民間貸し付けの元本、利子の流れは「正常化」され、いつしか「ラテン・アメリカ病」はなおったといわれるようになったのだ。しかし、アルゼンチンはむろんラテン・アメリカ諸国の借金は一九八〇年代以降もふえつづけ、けつして減ることはなかった。

一九九〇年代、世界は好景気に酔っ払いつづけた。その好景気にも終末がやってきた。アメリカ経済のリセッション入り（不況局面への転換）である。アメリカ資本はラテン・アメリカ諸国の安い労働力と資本コストに注目し、資本を投下した。アメリカの好景気は消費の拡大となつてあらわれ、アルゼンチンの輸出は拡大した。それが一昨年末末、急速に細ってきたのである。輸出はふえず貿易赤字だけが拡大する、バブルに踊っていた証券、債券市場も軟調に転ずる。こうして、国家財政の赤字はふくらみつづけ、借金を返せなくなったのである。

今のラテン・アメリカ諸国は完全にアメリカ経済の傘の中に入ってしまった。その典型がドルペッグ制といわれるものだ。自国通貨をドルに代わらせたのである。アルゼンチンのもともとの通貨はペソであった。しかし、一九九一年以来、この制度の導入でアルゼンチンの通貨はドルになった。債務危機はアルゼンチンからやがて全ラテン・アメリカ諸国に飛び火するに違いない。

◇ 読者からのおたより ◇

どこにも**反対署名** 突然歯が痛くなり、歯医者さんに駆け込んだ。受付用紙。「皆様の負担を増す医療制度改悪に反対しましょう。現在、厚生労働省は①健保本人三割負担、②高齢者負担引き上げ等を検討しています。東京都歯科医師会は、患者さんの窓口負担が増える制度に反対しています」との署名です。もちろん一筆いたしました。道行くところ反対署名の氾濫。小泉首相の寿命も長くはないとの感を強くしています。

（東京・T）
編集部より 遊技場にすら「環境税反対」の署名用紙がおかれている時代。まさにかれん誅求の時代です。マンシヨンの総会では高齢者から「マル優廃止しからん。ペイオフってなんだ」と関心はこつちの方。

隣の仲間に 新年は隣の仲間に声をかけよう。パワーをいただいて、それから返す努力をしたい。

（大分・S）

編集部より 運動の原則ここにあり！ この一歩からしか始まりません。

「JR東ユニオン」と「国労闘争団」 「JR東ユニオン」のように資本にすり寄って自分達は助かるという幻想を持つ人が多くなってきました。敵を見失うと反動的になってしまいます。要求を掲げ一歩づつ進む闘う国労闘争団に今こそ連帯していかねばならないと痛感。 (松戸・K)

編集部より JR東ユニオンの結成趣意書、方針案を見た女性は、これ御用組合じゃない、と言。本当に悲しい。

私はバカ？ 裏金口座を操作し、その金が住宅購入資金へ流用されるなんて、コッコツ住宅ローン返済している私はバカなんですか。眠れるゾウといわれる自治労全道庁に身を置く私です。

(北海道・I)

編集部より 権利と義務との対比では、あまりにも権利意識が弱いのでは。組合の運営はすべて組合費。支払うだけでなく、使い方のチェックを。これは税金も同じ。

「世直しネットワーク」アレもコレも手を出し、足を入れていたため、今、この時に何をするか。常に迷いながら、ともかく判断して行動するよう心がけています。そんな中で、参院選に向けて立ちあげた「世直しネットワーク」を年明けから本格的にリニューアルしてスタートさせます。当面、季刊誌を発行します。

(神戸・S)

編集部より 問題意識そして活動方向を教えて。全国に紹介したい。

市町村大合併 市町村合併の嵐は地方交付税制度の改悪見直しで、どうも避けて通れない。特例法期限の二〇〇五年までに何とか財政的に現状でやっていけるが、周囲では困難な所もある。「光栄ある孤立」は難しいのでは。これが我が町当局の現状認識。

(山形・T)

編集部より どこもかしこも「弱い者」がいじめにあっている日本の現状。必要なのは歴史の教訓を学ぶこと。あの小泉君だって「米百俵」なんてバカの二つ覚えのようにいつているのだもの。敵が喜ぶ 十二月二四日、六百名の国労組合員が国労を脱退、「JR東ユニオン」という新組織を結成。いろいろな意見があるが、総団結の時なのに。敵が喜ぶ。

(神奈川・T)

感謝 十二月下旬、国鉄闘争報告集に敵冬の名寄までありがとう。逆風下の労働運動を立て直すことにも本筋を貫き、支援いただけの仲間を地道に集めていきたい。

(名寄・S)

編集部より 私こそ楽しかった。事業ご発展のごようすに、安堵。あとは勝つだけ。

私の意見 いじめ・不登校の記事、少し偏見・エゴのような気がします。私の子供も小五、小六とまる二年。修学旅行は自家用で参加しました。「学校に行くのは当然」という大人の規定が崩壊されることもポイントと思いますが。

(徳島・A)

編集部より 私の身近にも同じ問題で悩んでる仲間がいらして、原因を追究したのですが、最後は中途半端。どこもそうでは。

和解は遅延 最終期日だったはずの十二月一日の大阪高裁和解ですが、二月三日にもう一度日が入りました。いずれにしても学院に責任をとらせるまでがんばる。

(京都コンピュータ学院労組)

編集部より 残念！ 流れは決まっています。責任とらせて。

人の心まではしげばれない 資本の攻勢がムキダシとあってよいほど露骨に押し寄せています。私も昨年四月人事で町役場から三・五キロ離れた山の上の総合体育館に追いやられました。私の行動すべてが許されないと三月の通告です。当局側は人の心まで縛ることができると思っているようですがとんでもない。私たちの陣地を再度作り直すために仲間とともに行動を起こす決意です。

(福島・K)

編集部より 「人の心までは縛れない」、いい言葉。いただきです。これらおたよりの他、「今年こそいい年にしたい」、「年金のみの生活に、今期で終了させて」、「闘いと組織の再構築の年」、「新しい情報、心洗われる情報ありがとう」、「健康に気をつけて、すばらしい通信を」、「貴誌の到着が楽しみ」、「俳句よろしいですね」、「指針として活用」との声が寄せられました。

初明り人明りとぞ思ひける

初明りとは、元日の朝の光が身近にさしくるさまのこと。

国鉄闘争がかつてない困難に陥ったとき、光を見出せたのはやはり支援の皆様さんの温かい支えのおかげだった。

年頭にあたって、改めてその恩を思う。そうした人々と共に一日も早い勝利解決をめざしたい。

(国労闘争団 田島 省三)